

平成27年 第1回 厚沢部町総合教育会議会議録

招集年月日	平成２７年　６　月　５　日			
招集場所	厚沢部町図書館会議室			
会議の日時	開　　会	平成２７年　６　月　５　日　午後　２　時５５分		
	閉　　会	平成２７年　６　月　５　日　午後　４　時００分		
出席者の数	構成員６名のうち出席者５名			
出席者	職　　名	氏　　　名	職　　名	氏　　　名
	町　　長	渋田　正己	教育委員	尾山　君兆
	教育委員長	遠藤　光子	教育委員	中井　文夫
	教育委員長 代　　理	佐藤　祐子		
欠席者	教育委員　谷口　智則			
事務局・参与	事務局 (総務政策課長)	佐藤　正秀	参　　与 (教委主幹)	北川　広幸
	事務局 (総務係長)	小西　智晴	参与 (学校教育係長)	二宮　和之
	参　　与 (教委事務局長)	高野　政人		
付議事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			
会議録記載者	教育委員会事務局長　　　　　高　野　政　人			

付 議 事 件	
議案番号	件 名
議案第 1 号	大綱の策定について

会 議 の 経 過

開 会	事務局	午後2時55分
		只今から第1回厚沢部町総合教育会議を開催いたします。開会にあたり町長からご挨拶を申し上げます。
	町長	平成27年第1回厚沢部町総合教育会議の開催ということで、一言ご挨拶を申し上げます。教育委員皆様につきましては、ご案内の通り地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が昨年の6月20日に公布され、27年4月1日から施行されております。これまでの教育委員会制度は、教育の政治的中立性と継続性、安定性を確保し、教育行政に多様な民意を反映する仕組みとして、長年にわたり大きな役割を果たしてきたところであります。しかしその一方で、制度に対して「責任の不明確さ」「閉鎖的な体質」「危機管理能力の低さ」など指摘する声があったのも事実であり、いじめや体罰に起因するとみられる自殺事件をきっかけに、中教審の答申を受け、改正されたところであります。
		今回の法改正のポイントは3点で、1点目が「教育長の任免は首長が議会の同意を得て直接行う」こととなり、任命責任が首長にあることをはっきりとさせたこと、2点目に本日の議案にもありますが「教育行政の大綱を首長が教育委員会と協議して定めること」としたこと、3点目に「首長と教育委員会が協議・調整を行う場として首長が主宰する総合教育会議を設置する」としたことであります。なお、教育施策に関する予算の編成・執行条例案その他の議会提出議案の作成など、これまでどおり首長の責任で行われます。
		このように、首長の責任がより明確となったことで、教育施策を進める体制ができ、幼児教育と保育の一体的な推進、教育行政と福祉・雇用・地域振興など他の分野の行政との連携がより円滑、より充実したかたちで推進されることが期待されております。一方、執行機関としての教育委員会の位置付けは維持されており、学校管理、教職員の人事その他の所掌に係る事務は引き続き教育委員会の合議に基づいて執行されることから、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、教育行政への多様な民意の反映教育長及び事務局が執行する事務の評価・監視について、教育委員会の役割は何ら変更はありません。
		今回の法改正にあたり、未来を担う子供たちのため、地域住民の意思を的確に反映しつつ、地方教育行政の充実・発展のため、教育委員の皆様のより一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ一言ご挨拶といたします。

会 議 の 経 過		
議案第 1 号	事務局	(総合教育会議の構成員について説明。)
		本日は谷口委員が欠席であります。
		付議事件に入ります。町長の進行でお願いします。
	町長	議案第 1 号、大綱の策定について説明願います。
	参与	議案第 1 号について説明
	町長	只今、大綱の策定については当町の第 6 次厚沢部町教育推進中期計画（計画年度は 2 5 年度から 2 9 年度）を大綱に代えるという説明でありましたが、何かご意見・ご質問はございませんか。（「ありません。」の声）
	町長	特にありませんということでございますので、厚沢部町については中期計画を大綱に代えるということでよろしいでしょうか。
		（「異議なし」の声）
	町長	それでは、議案第 1 号について原案通り可決します。
	町長	他に何かご意見等があれば聞きたいと思いますが、ございませんか。
	中井委員	当面、教育委員会の大きな課題となっている点についてお伺いしたい。一点目は「小中学校の再編整備」について、具体的には美和小学校の統合や町内 3 中学校の統合ということです。統合問題について町長の今後の考え方、方向をお聞かせ願いたい。
	町長	私は従来から、地域の意思を尊重するという考え方で統廃合を進めてきております。強制的に行うつもりはありません。地域に理解をさせた中で進めるということです。ただ、財政基盤は非常にきびしい中で、いつまでも今までと同じようなお金のつき方、基準ということはありませんということを学校や地域の父兄にも理解させなければならないと考えます。
		説明会では極端なことを言って反対している人というのはごくわずかで、逆に早く統合してほしいという人もいるわけです。そういうことの中でどのように調整するかということが大事になってきます。ある程度、地元の話し合いの中でやむを得ないという話になったときに、どこでやるのか、いつからやるかの合意を持たなければ進んで行かない。そういう進め方をしていただきたい。
	中井委員	二つ目は給食センターの建設について、町長の今後のお考えを伺いたい。
	町長	基本的な考え方、組合から脱退するという一番の理由は、当町は高齢者の給食制度も持っており、江差・上ノ国にはそれがありません。これから在宅福祉が優先されるわけですから、給食サービスは大前提の話になり
その他		

会 議 の 経 過		
閉会		ますので給食はやめられない。なるべく早いうちに給食センターをやって高齢者・学校・保育所の給食、これらを一体で整備をするという考え方で。これらの機能が全部持てるような内容の検討が先になっており、今、道とも協議をしているところであり、そういうふうな進めをしたいと思っています。3町共同の組合については再来年に脱退しようという考え方を持っており、29年度の4月から給食を進めたい。今年から設計調査をしたいという考え方で、建設予定地について買い取りの折衝をしています。
	中井委員	29年を想定すると保育所との関係で言うと認定こども園もあるわけですから、それも大体その時期に合わせてやるということなのか。
	町長	認定こども園は、法律で5年以内にやりなさいということであり、今、場所の検討をしている。幼稚園と保育所、療育センターの機能を持たせたものにし、保育所はすべて閉所し3か所をいっしょにするという考え方。早々にやりたいという考えであります。幼稚園のグラウンド基準面積等も考えて適した建設場所を選定しなければならない。
	町長	このような法改正の中で、今まだ新制度に移行しているのは北海道でも4か所ぐらいである。教育長の任期が伴うのでなかなか進んでいかない状況にあるようだ。
	遠藤委員長	今後、この会議は町長からの要求があるときに開かれるということになるのですか。
	町長	そうです、すべて町長の招集となります。適宜、必要な時に開催することになります。
	町長	他に各委員から何かありませんか。 （「ありません」の声）
	町長	以上で第1回厚沢部町総合教育会議を閉会いたします。
		午後4時00分